

平成 23 年度

国政に関する要望

平成 22 年 10 月

神奈川県市長会

## 神奈川県市長会役員等名簿

役職名	定数	市長名		備考
会長	1	茅ヶ崎市長	服部 信明	総務部会長 全国市長会相談役(経済)
副会長	3	平塚市長	大藏 律子	
		海老名市長	内野 優	
		三浦市長	吉田 英男	
顧問	—	横浜市長	林 文子	
		川崎市長	阿部 孝夫	
		相模原市長	加山 俊夫	
常任理事	若干名	川崎市長	阿部 孝夫	全国市長会理事(財政)
		伊勢原市長	長塚 幾子	全国市長会評議員(行政)
		南足柄市長	沢 長生	全国市長会評議員(経済)
		綾瀬市長	笠間 城治郎	全国市長会評議員(社会文教)
		秦野市長	古谷 義幸	全国市長会関東支部理事
理事	若干名	座間市長	遠藤 三紀夫	行政部会長
		鎌倉市長	松尾 崇	財政部会長
		横須賀市長	吉田 雄人	厚生労働部会長
		小田原市長	加藤 憲一	文教・渉外部会長
		大和市長	大木 哲	環境部会長
		藤沢市長	海老根 靖典	経済部会長
監事	2	厚木市長	小林 常良	
		逗子市長	平井 竜一	
常務理事	1	事務局長	山本 雄太郎	

\* 任期：平成22年4月1日～平成24年3月31日まで

\* 備考欄のかっこ内は、所属する委員会名

## 要望にあたって

神奈川県内の都市行政の推進につきましては、日頃から特段のご高配を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、平成 21 年 12 月の地方分権改革推進計画の閣議決定以降、地方分権に関わる論議とその具体的な取り組みが、これまで以上のスピードで展開していこうとしております。

一方、平成 20 年の後半からの経済情勢の悪化により、今年度も大きく税収が落ち込むなか、県内都市自治体では、生活保護などの扶助費や医療保険等社会保障に係る経費の大きな伸びへの対応をはじめとした喫緊かつ多種多様な課題が山積し、これらに対して引き続きこれまで以上に創意と工夫をもって対処しておりますが、単独の都市では解決できない課題も少なくありません。

この要望書は、県内各都市で取り組んでいる主要な施策や行政課題を着実に推進・解決していくため、国における平成 23 年度の制度設計や予算編成等に反映させることを目的として、県内各都市から提出された 94 件の要望を取りまとめ本年 4 月及び 6 月に提出いたしましたものに、今回、17 件の要望を追加するなどして 111 件の要望を取りまとめたものです。

市民一人ひとりが安心して暮らせる明るい社会とするため、県内各都市の実情をご理解いただき、都市行政の充実と発展のため、各要望事項についてより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成 22 年 10 月 14 日

神奈川県市長会  
会長 服部 信明

# 目 次

	頁
(行財政分野)	
1 地方分権・地域主権改革の推進と都市行財政の充実強化について.....	1
(厚生労働分野)	
2 社会福祉施策の充実について.....	3
(文教・渉外分野)	
3 教育行政の充実について.....	6
4 基地対策の促進について.....	7
(環境分野)	
5 生活環境の整備促進について.....	8
(経済分野)	
6 都市基盤の整備等について.....	9

# 凡 例

**新規**…今年度新規に要望したもの

**一部新規**…従来の要望を一部改変したもの（アンダーラインのある箇所が改変箇所）

# 要 望 事 項



# 1 地方分権・地域主権改革の推進と都市行財政の充実強化について

真の地方分権・地域主権改革を実現するためには、地方への権限移譲の推進や、地域の実情に即した自主的、自立的な行財政運営ができるよう、国と地方の役割分担に応じた都市税財源の充実強化が必要不可欠である。

しかしながら、昨今の地方自治体を取り巻く地域経済の状況は、百年に一度と言われる金融危機に端を発した世界的な景気後退により危機的状況にあり、地方自治体は税収が大幅に落ち込む中、地域経済活性化のために引き続き様々な企業支援や雇用確保などの緊急経済対策を講じることが求められている。

一方で、福祉、医療などの社会保障関係費や、日常生活に欠くことのできない教育、安全などの経費等についての見直しも余儀なくされ、財政状況の悪化により住民サービスへの影響が懸念される。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

## (1) 地方分権・地域主権改革の推進と都市税財源の充実強化について

ア 都市自治体が自主的かつ自立的な行財政運営を確立し、地域のニーズに的確に対応できるよう、地方分権・地域主権改革を着実に推進し、国から地方に権限を早期に移譲すること。

また、国から地方への税源移譲により、新たな事務権限に応じた国と地方の税源配分の実現と、さらなる都市税源の充実強化を図ること。 **一部新規**

イ 国の制度により実施する事業や改革・拡充により生じる事業費の負担は、国の責任において対処されるべきものであるため、すべての都市自治体に対して等しく手当てされるよう、交付税措置とすることなく、地方特例交付金等の確実な財政措置を講じること。 **一部新規**

ウ 指定都市に関しては、国・道府県と指定都市の役割分担を抜本的に見直したうえで、その役割分担に見合う自主財源が制度的に保障される新たな大都市制度を創設すること。

エ 一括交付金制度は、税源移譲までの経過措置とし、その工程を明確にするとともに、すべての団体に対して必要額が確実に交付される仕組みとして、財政力による調整を行わないこと。 **新規**

## (2) 地方交付税について

地方の安定的な財政運営を図るため、地方交付税総額を復元・増額し、財源保障機能と財源調整機能を強化すること。

また、地方交付税の財源不足については、地方交付税の法定率分の引き上げで対応すること。

### (3) 地方債について

高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、普通交付税不交付団体を含むすべての都市自治体が繰上償還に係る補償金免除繰上償還制度の適用対象となるよう、要件を直ちに緩和するなど制度の拡充を図ること。

また、下水道事業債及び水道企業債の借換制度についても、条件を緩和すること。

#### **一部新規**

### (4) 男女共同参画社会の形成の促進について

少子高齢化、労働力人口減少社会において、パートタイム労働者が一層有効に能力を発揮できる雇用環境を整備するため、ILO第175号条約の批准及び国内法を整備するとともに、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（改正パートタイム労働法）の趣旨を踏まえた雇用管理を徹底すること。

### (5) 消防・救急無線のデジタル化について

消防・救急無線のデジタル化を周波数使用期限までに完了するため、早急に財政措置を拡充すること。**新規**

### (6) 外国人住民の住民基本台帳制度への移行について

「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（入管法等改正法）及び「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、住民基本台帳システムや関連事業・システムの改修が必要となるため、改修費用に対し、交付税措置とすることなく、国庫支出金で財政支援を行うとともに、早期に具体的なスケジュール等を明確にすること。**新規**



## 2 社会福祉施策の充実について

我が国は世界に誇れる国民皆保険制度を採用しており、その結果、世界最高水準の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきた。しかしながら、少子高齢化の進行は社会経済や社会保障へも影響を及ぼし、地域住民の福祉に対するニーズをますます多様化させている。

こうした中、特に、地域における充実した子育て支援施策や障害者の自立支援及び社会参加の支援など、将来にわたり持続可能な医療施策や福祉対策が強く求められている。

都市自治体は、ぬくもりのある福祉社会の構築と健康を支える保健医療の充実に向けて不断の努力を継続しているものの、近年の経済の低迷や少子高齢化などの影響で厳しい財政運営を強いられている。このため、社会福祉制度の長期的安定を図るには、早期の抜本の見直しが急務である。

また、労働情勢は回復の目処が立たず、有効求人倍率は低調なレベルで横ばい状態であり、完全失業者も増加している。今後も厳しい雇用状況は続くと想定されるため、県及び市町村が足並みを揃えて、労働施策に取り組める環境を整備する必要がある。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

### (1) 介護保険制度について

ア 介護給付費国庫負担金を法定どおり 25%確保し、調整交付金については別枠で措置するよう、財政的支援を見直すこと。

イ 低所得者層に対する軽減措置の拡充を図ること。

ウ 特別養護老人ホーム等の老人福祉施設や介護老人保健施設等の介護保険施設の整備に係る財政支援について、十分な財源措置を講じること。また、老朽化した施設維持のための大規模修繕に対する補助制度を創設すること。 **一部新規**

エ 介護職員処遇改善交付金事業の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大し、恒久的な措置を講じること。また、介護保険料の急激な上昇を避けるため、介護職員処遇改善交付金分を次期の介護報酬に上乗せしないこと。 **新規**

オ 県を保険者とする制度を創設すること。 **新規**

### (2) 国民健康保険制度について

ア 医療保険制度の一本化を目標とした医療制度改革を推進すること。また、一本化を図るまでの間、加入者の「年齢構成」及び「所得状況」を要因とする国民健康保険と被用者保険との制度間における財政格差を調整する仕組みを拡充し、導入すること。

さらに、広域的な事業の一元化を推進するとともに、保険給付に関して国庫負担金率の引き上げを含む所要の財政措置を講じること。 **一部新規**

イ 特定健康診査等の費用において、補助基準単価と契約単価の乖離が生じた場合は、保険者や被保険者の負担が大きくなることから、基準単価については実情に見合った額を設定すること。

ウ 転居や就職等に伴い、加入する医療保険が変更となった場合であっても、対象者全員が特定健康診査・特定保健指導を受けられるように制度を改正すること。

### (3) 後期高齢者医療制度について

医療保険制度を長期的・安定的に運営していくため、市町村国民健康保険との統合を図るのではなく、県が保険者として加わった広域連合または県が保険者となる制度を創設すること。**新規**

### (4) 少子化対策について

ア 放課後児童健全育成事業における開設時間要件などの国庫補助基準の弾力的な運用を図るとともに、運営実態に合わせた財政措置の拡充を図ること。**一部新規**

イ 子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、子育て世帯に対する減税措置を講じること。

ウ 子育て支援のため、国策として小児医療費助成制度を創設すること。

エ 次世代育成支援対策交付金及び次世代育成支援対策施設整備費交付金を廃止し、交付金化する以前の補助負担金額を確保して、確実に税源移譲すること。

オ 子ども手当は、支給に伴う事務費及び人件費を含め全額国庫負担で実施すること。

#### **新規**

カ 認定こども園整備事業及び認定こども園事業費について、平成 23 年度以降も継続を図ること。また、公設の認定こども園の施設整備や運営についても、十分な税財源措置を講じること。**新規**

キ 病児・病後児保育事業における国庫補助金の補助基準額の算定について、定額補助方式への変更を図ること。**新規**

ク 安心して子どもを産み、育てやすい環境を整えるため、妊婦健康診査の補助制度を創設すること。**新規**

ケ 安心こども基金について、平成 23 年度以降も制度を継続すること。また、公立保育所の施設整備及び既存の放課後児童クラブが小学校等に移転する場合の建物改修についても補助対象となるよう拡充を図ること。さらに、基金のみを財源とする事業を拡充するよう制度の見直しを行うこと。**新規**

### (5) 障害者福祉施策について

ア 近隣自治体との地域格差を生じさせないため、障害者自立支援法関連施設整備に対する財政措置を講じること。

イ 重度障害者の生活の安定と福祉の増進を図るため、国策として身体・知的・精神の重度障害者医療費助成制度を創設すること。

ウ 地域生活支援事業について、国の財源負担割合を明確化し、義務的経費として位置付け、十分な財源措置を講じるとともに、全国統一の仕組みを構築すること。

エ 重症心身障害児者の生活がより充実したものになるよう、入所施設や短期入所施設の整備に対して十分な財政措置を講じるとともに、医師、看護師等人材の確保のための施策の拡充を図ること。**新規**

### (6) 地域保健医療対策の充実について

ア 産科、小児科及び救急医療に携わる医師及び看護師の不足を解消するため、新臨床研修医制度の見直し、女性を含めた医師が充実して働くことのできる医療環境の整備等、早急に医師及び看護師不足に対する抜本的な対策と十分な財政措置を講じること。

#### **一部新規**

- イ 病床過剰地域の指定根拠の見直しについて、早急に取り組むこと。**新規**
- ウ 救命救急センター運営費補助金については、国庫補助金（医療提供体制推進事業費補助金）があるが、市立病院については対象外とされているため、この対象に含め、救命救急センター運営費に対する財政措置を講じること。**新規**
- エ ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチン予防接種を定期予防接種として位置付けるとともに、接種費用軽減等について必要な措置を講じること。**新規**
- オ 子宮頸がん予防ワクチン助成事業に要する費用について、全額国負担とすべきと考えるが、当面市町村への補助率を原案の1/3から1/2に引き上げるなど、地域や所得で格差がでないよう十分な財政措置を講ずること。また、当該接種による副作用や効力等の調査研究を継続するとともに、将来的には法定予防接種に位置付けるよう制度の見直しを行うこと。**新規**

#### (7) 生活保護制度について

生活保護費負担金は、全額国庫負担とすること。なお、即時に対応できない場合は、現行の負担割合を維持すること。さらに、雇用労働施策や年金制度など社会保障制度全般の再構築に向けて、時代に即した抜本的な改革に取り組むこと。また、本来生活保護法の適用対象とならない外国人については、全額国庫負担とすること。**一部新規**

#### (8) 雇用創出関連事業の推進について

緊急的な雇用創出・経済対策については、地域の実態を踏まえて、要件の緩和を図るなど積極的に推進すること。

また、雇用環境の改善には総合的かつ継続的な取り組みを要することから、当該対策の要件の緩和及び内容の拡充を図るとともに、期限以降についても事業が継続できるように財源について措置を講じること。**新規**

### 3 教育行政の充実について

学校教育は、人々の暮らしや価値観が多様化した時代に対応するため、地域に根ざした特色ある教育が求められるとともに、従来地域や家庭が担ってきた役割も含めた幅広い要望への対応が求められている。

こうした中においても、子どもたちが持つ個々の可能性を導き出し、豊かな人間性や創造性を育むために、初等中等教育が担う役割は非常に重要であり、その充実は欠かせないものである。

現在、学校現場では、学力向上、心の教育、開かれた学校づくり、改訂学習指導要領実施への円滑な移行対応等多くの教育課題の解決に向けて努力しているところであるが、その解決のためには、教職員定数の拡充等が不可欠である。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

#### (1) 学校教育施策の充実について

ア 教員が子ども一人ひとりに向き合う環境を確保するため、少人数学級編成等に対応する教職員定数の拡充や各種専任教諭の配置を図ること。また、学校運営円滑化のため、養護教諭の複数配置の基準緩和、事務職員の加配等の一層の充実を図る第8次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早急に策定し、確実な実施を図ること。

イ 小学校におけるいじめ、不登校、発達障害、学校不適應等の状況について、その未然防止や早期発見、適切な対応による早期解決のため、また、特別支援教育の観点から、現在中学校に配置されているスクールカウンセラーを全小学校に配置すること。

#### **新規**

ウ 入院している児童・生徒の学習権を保障するため、病虚弱学級においては在籍の有無を問わない特例を認めるなど、保護者や児童・生徒の不安を解消し、安心して入級できるシステムを構築すること。

エ 地球温暖化対策を推進し、環境への負荷の低減や環境教育に役立てるため、環境を考慮した学校施設整備事業に対し、補助メニューの創設等の財政措置をはじめとする計画的かつ継続的な支援を図ること。 **新規**

#### (2) 幼稚園就園奨励費補助制度における財源措置について

保護者負担軽減策の幼稚園就園奨励費補助制度において、地方に負担をかけることがないよう、補助割合の上限どおり十分な財源措置を講じ、補助金額を圧縮率等で減額しないこと。 **新規**

## 4 基地対策の促進について

神奈川県内には14箇所約20.8㎢に及ぶ米軍基地があり、いずれも人口密集地に位置している。基地が存在することで、周辺の住民は航空機騒音や墜落事故などの不安に悩まされているとともに、生活環境の保全や都市基盤整備においても著しい障害となり、日常生活やまちづくりに大きな影響を受けている。このため、住民は安全と福祉、良好な生活環境を確保するために、基地の早期返還を切実に願っている。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

### (1) 基地の返還等について

ア 市民の長年にわたる負担を解消するため、米軍基地の整理、縮小、返還を図るとともに、市民生活の不便解消や計画的なまちづくりを進めるうえで緊急に必要な箇所については、早期に返還を実現すること。

イ 厚木基地については、超過密化した市街地に所在するため、航空機騒音をはじめとする多岐にわたる問題が市民生活に大きな影響をもたらしていることから、基地機能の整理、縮小を推進して早期返還を図るとともに、航空機騒音の主な原因となっている空母艦載機の移駐を早期に実現すること。

ウ 池子住宅地区及び海軍補助施設については、早期に米軍住宅地区を除いた後背地の全面返還を図ること。

エ 米軍施設返還跡地の利用について、地方自治体への国有地の譲与、無償貸与など財政上の優遇措置を講じること。

### (2) 基地交付金に係る予算の増額について

基地交付金の対象資産額に対する固定資産税相当額の交付が可能となるよう、予算の増額に努めること。

### (3) 基地周辺対策経費に係る予算の増額について

基地周辺対策経費について、基地周辺地域の実情に適合した生活環境等の整備の積極的な推進を図るため所要額の確保に努めるとともに、予算の増額を図り、各自治体の実情に応じた柔軟な対応が可能となる施策とすること。

### (4) 基地周辺住民及び自治体への支援について

長年にわたり基地の負担を担ってきた住民及び自治体に対しても、基地再編の円滑な実施に向けた法整備で新たな負担が増加する自治体を対象とした支援策と同様の措置を講じること。

## 5 生活環境の整備促進について

地域社会における快適な生活環境づくりを推進するためには、地域の実態に即したごみ処理対策や、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理を一元的にとらえた資源循環型社会をめざした総合的な廃棄物政策を推進することが重要である。

また、低炭素社会の実現に向けては、環境と経済がともに向上・発展する仕組みづくりが必要である。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

### (1) 廃棄物処理対策について

廃棄物処理施設を整備する際、循環型社会形成推進交付金において、現状の、廃焼却施設を取り壊して、その跡地に新たな廃棄物処理施設を整備する場合に限り、当該廃焼却施設の解体費が交付対象となる条件を撤廃し、解体費はすべて同交付金の交付対象とすること。**新規**

### (2) ごみの減量化・資源化対策について

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)におけるプラスチック製容器包装以外のプラスチック製品について、資源化が図れる法制度の見直しとリサイクル化における製造者の事業者責任を明確にすること。

**一部新規**

### (3) 地球温暖化防止対策の推進について

地球温暖化及び大気汚染の防止に有効である次世代自動車(電気自動車)普及促進への取り組みを都市自治体が率先して行えるよう、市民及び事業者に対する国の支援制度の充実を図ること。

## 6 都市基盤の整備等について

都市自治体は、個性と活力にあふれ、豊かさを実感できる地域社会の実現に努力しているが、少子高齢化への対応や経済の活性化を図るため、都市基盤の整備を一層進めていく必要がある。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

### (1) まちづくり等の推進について

ア まちづくり施策に係る国庫補助事業については、確実な財源措置を講じるとともに、現状の国庫補助事業が移管された場合においても、地方財源の充実及びその財源確保等について、適切な措置を講じること。**新規**

イ 中心市街地において、民間事業によるまちづくりが停滞している地区への都市再生機構による民間開発プロジェクト緊急支援メニューの適用及び充実を図ること。**新規**

ウ 地域活性化のために広域連携で進められている都市づくり〔村岡・深沢地区全体整備構想（案）〕について、制度及び財政をはじめとする積極的な支援措置を講じること。

エ 土地区画整理事業において宅地化される農地の固定資産税は、事業認可後から事業完了までの期間、市街化区域編入前の課税標準額を適用し、都市計画税についても同様の期間を全額免除となるよう、税制の見直しを行うこと。

オ 都市自治体が社会資本整備を計画的に実施することができるよう、平成 22 年度に創設された社会資本整備総合交付金の予算額を確保すること。**新規**

### (2) 都市計画法及び建築基準法の見直しについて

用途地域に関する都市計画の決定等、土地利用の調整や規制に関する基準をすべての都市自治体が自ら策定できるよう、都市計画法及び建築基準法の見直しを行うこと。

### (3) 都市緑地の保全について

ア 都市緑地の保全・創出・育成を図るため、緑地保全事業に係る財源の拡充を図ること。

また、相続税の納税猶予制度の創設など税負担の軽減措置を講じるとともに、物納により国に納められた保全を図るべき山林について、優先的に緑地保全施策が講じられる制度を創設すること。

イ 古都の歴史的風土保存のため、歴史的風土保存区域の同特別保存地区の指定拡大について、引き続き積極的な対応を図ること。

また、同区域等の地域制緑地の適正な維持管理に対する補助制度を創設すること。

**一部新規**

### (4) 急傾斜地崩壊対策の推進について

急傾斜地崩壊危険区域における工事未着手箇所に対して早期に崩壊対策工事が行われるよう、国庫補助採択要件の引き下げとそれに伴う財源を確保すること。

(5) 下水道の整備促進について

- ア 老朽化する下水道施設の事業費の増大が見込まれるため、すべての管きょ施設を補助対象とした下水道長寿命化支援制度の拡充を図ること。
- イ 大都市を除く都市自治体における下水道事業は、事業規模が小さく維持管理費が割高になる構造的な問題があることから、事業規模別による地方交付税の措置を講じること。

(6) 河川等治水事業の推進について

- ア 流域住民の生命、財産を守り、安全で住み良い生活環境を確保するため、整備の遅れている相模川左岸の築堤整備を早期に実現すること。
- イ 水資源を長期的かつ安定的に確保するため、需給バランスを考慮した水利権の再配分、遊休水利権の調整及び農業用水の都市用水への転用について、弾力的に運用できるよう積極的に対応すること。

(7) 港湾・海岸の整備促進について

- ア 相模湾沿岸の侵食対策において、技術的支援及び財政措置の充実を図るとともに、早急に砂浜の侵食及び砂の劣化原因について調査を行い、最良の養浜及び改善対策を講じること。**一部新規**
- イ 安全かつ効率的な都市型漁港づくりのため、漁港整備の推進及び予算枠の確保を図ること。
- ウ 老朽化した港湾施設の有効活用に対する財政支援の拡充及び施設の延命化に係る事業の拡充を図ること。
- エ 海面処分場を確保するため、廃棄物埋立護岸の整備を促進すること。
- オ 港湾の保安対策を確保するため、財政支援の拡充を図ること。
- カ 大規模災害時における国を含めた港間連携協働体制を早期に確立すること。
- キ 水上オートバイによる死亡・傷害事故が多発していることから、利用に関する法体制を整備し厳正な対応をするとともに、法令及びルール周知徹底を図ること。

(8) 道路の整備促進について

- ア 慢性的な交通渋滞の解消や沿線住民の住環境の向上を図るため、国道 357 号、さがみ縦貫道路、横浜湘南道路及び厚木秦野道路について早期に整備すること。また、整備にあたっては、安定した財源を確保するとともに、環境等に配慮すること。  
さらに、県が事業主体である三浦縦貫道路Ⅱ期区間が早期に整備されるよう、積極的に支援すること。**一部新規**
- イ 第一東海自動車道の(仮称)綾瀬インターチェンジは、スマートインターチェンジにより整備する検討を進めているが、本年 4 月にスマートインターチェンジ「高速道路利便増進事業」制度の見直しの方針が示されたことにより、当制度の適用が不透明な状況であることから、早期かつ確実に実現できるよう一層の事業費確保及び支援を行うこと。**新規**



## (9) 運輸・交通対策について

- ア 港湾における物流機能の効率化と高度化や、基幹的広域防災拠点の緊急輸送路を確保するため、臨海部と背後圏を連絡する新たな臨港道路（臨港道路東扇島水江町線）の整備促進を図ること。】
- イ 鉄道の連続立体交差事業（京浜急行大師線連続立体交差事業）における地下方式での整備に対して、地域の実情にあった財政措置を講じること。**新規**
- ウ 地球温暖化防止対策として、自家用自動車交通に頼らない「低炭素型社会」を実現するため、LRTなど鉄軌道の整備促進に対する支援制度の充実を図ること。**新規**
- エ 地域経済活性化などのため、横浜横須賀道路をはじめとする三浦半島地区の有料道路の通行料金の値下げを、整備中の他の路線に影響がないよう行うこと。**新規**

## (10) 地籍調査事業の推進について

- 国土利用の高度化と地籍の明確化や、災害時の円滑な復興を支援するため、地籍調査事業の実施及び推進に対する業務支援と十分な財政措置を講じること。